

『Web 脆弱性診断サービス利用約款』

アイシーティールink株式会社

第1条 目的

本利用約款は、アイシーティーリンク株式会社（以下、当社）が提供する Web アプリケーション脆弱性診断サービス（以下、本サービス）の利用諸条件を定めることを目的とします。

第2条 範囲

本サービスは、以下に掲げる名称で提供されるサービス（以下、各サービス）に適用されます。

- (1) Web 健康診断 Standard
- (2) Web 健康診断 Expert
- (3) 無料おためし Web 健康診断

第3条 内容

各サービス共に、インターネット環境を経由してお客様の利用している Web サーバに対して、不正に滅失、損傷、改変、侵入される恐れのある欠陥（以下、脆弱性）の有無を診断し、調査結果についてレポートを提出するサービスです。

但し、「無料おためし Web 健康診断」で提出するレポートは簡易版となります。

第4条 対象

1. 各サービスが脆弱性を調査する Web サーバは、お客様自身及び資本関係にある企業の Web サーバに限定し、第三者の Web サーバを調査対象とすることは出来ません。
但し、第三者がお客様に脆弱性の調査を依頼していることが明らかな場合は、この限りではありません。
2. 「無料おためし Web 健康診断」での診断対象は 1 ドメインあたり 1 回限定とし、10URL 以下とします。

第5条 申込方法

お客様は本規約に同意の上、当社が指定する所定の申込書による申し込みを行うこととします。

第6条 契約の成立

1. 本サービスの利用契約（以下、「利用契約」とします。）は、前条の申込書を当社が受領後にお客さまの申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 第 1 4 条に定める反社会的勢力に該当する場合。
 - (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第7条 権利譲渡等の禁止

お客様は本サービスを受ける権利を第三者に譲渡することまたはお客様以外の第三者に利用させることはできません

第8条 お客様が行う利用契約の解除

1. お客様は、利用契約を診断実施後に解除した場合、本サービスの利用料の支払いは免れないものとします。
2. お客様は、当社がお客様から相当の期間を定めた催告をしたにもかかわらず、当社が利用契約の定め

に反して、本サービスの提供を行わない場合、利用契約を解除することができます。

第9条 当社が行う利用契約の解除

1. 当社は、お客様が次の各号の一にでも該当する場合、何ら催告を要せず、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項各号に定める事由が発生した場合、お客様は当社に対する金銭債務について、期限の利益を喪失し、直ちに一括にて支払うものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第10条 料金の支払

1. 各サービスにおいて、1回目の脆弱性の診断が完了し、診断レポートが発行された時点で、再診断、再々診断の有無に関わらずサービス利用料金が発生します。
2. 前項のサービス利用料金は、別紙「サービス利用料金表」に基づいて算出させて、事前にお客様に提示した見積書に記載の金額とします。
3. お客さまは、当社の発行する請求書に定める日までに、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまが負担するものとします。
5. お客さまが期限までにサービス利用料金を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第11条 免責

1. 当社は、次の事項につき、一切を保証するものではなく、責任を負うものではありません。
 - (1) 各サービスによる診断において、全ての脆弱性を検知できること。
 - (2) 各サービスにおいて検知された脆弱性に対する推奨する対処方法及びその結果。
 - (3) 各サービスの診断結果、報告内容、その他の開示情報等の正確性、完全性、有用性、適合性。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由その他本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、システム、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) 対象サーバの脆弱性を検知することができなかったこと。
 - (2) 各サービスの利用によりお客さまのシステム、データ又は通信に障害が生じたこと。
 - (3) 各サービスを提供するための当社の設備の故障、ネットワークの障害等によりお客さまが本サービスを利用できなかったこと。
 - (4) 本サービスの実施により、お客さまのサーバに保存されているデータ等が滅失又は損傷したこと。

第12条 不可抗力

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第13条 機密保持

1. お客様および当社は、本サービスの遂行上知り得たお互いの販売上、技術上または業務上の秘密を相手方の同意なしに利用し、または第三者に公表もしくは漏洩してはならないものとします。
2. お客様および当社は、本サービスの遂行上知り得たお互いの販売上、技術上または業務上の秘密が以下のいずれかに該当する場合は前項の機密保持義務を負わないものとします。
 - (1) 知り得た時にすでに公知となっていた情報。
 - (2) お客様または当社の責によらない事由により、本契約書締結後に公知となった情報。
 - (3) 知り得た後に第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - (4) 機密保持の対象から除外する旨の書面による相手方の事前同意を得た情報。

第14条 反社排除

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」とします。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第15条 約款の改定

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

第16条 準拠法

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第17条 協議事項

この約款に定めのない事項または、利用契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で協議の上、円満に解決を図るものとします。

第18条 管轄合意

お客様および当社は、双方の間で発生した紛争を法的に解決するに当たっては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2021年11月1日